



インターネットでの情報提供	
提供予定日	9月28日(金)

平成24年9月27日(木) 県政記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号(内線)
障害福祉課	自立支援係	杉下 尚	058-272-1111 (2615)

「岐阜県障害者権利擁護センター」を開設します

平成24年10月1日から、障がい者に対する虐待を発見した場合に地方自治体(市町村又は都道府県)への通報を義務付ける「障害者虐待防止法」^(※1)が施行されます。

県では、この法律の施行にともない、使用者^(※2)による障がい者虐待に関する通報又は届出や、相談等の対応窓口となる「岐阜県障害者権利擁護センター」を一般社団法人岐阜県社会福祉士会に委託して、下記のとおり設置します。

また、各市町村が障がい者虐待及び養護者^(※3)支援に関する相談・通報・届出窓口として設ける「市町村障害者虐待防止センター」や岐阜労働局等と連携し、障がい者の権利利益の擁護に努めてまいります。

記

1 開設日時

平成24年10月1日(月) 午前8時30分～

2 開設場所(委託先)

岐阜市茜部大野2丁目219番地

一般社団法人 岐阜県社会福祉士会 事務所内

3 対応窓口の概要

岐阜県社会福祉士会が、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出に対して、24時間・365日速やかに対応します。

また、障がい者虐待に関する相談にも、専門的知識と経験を活かして的確かつ迅速に対応します。

■TEL	058-215-0618	(24時間・365日対応)
■FAX	058-215-0619	(休日・夜間は受付のみ)
■メールアドレス	gifu-syouken@poem.ocn.ne.jp (休日・夜間は受付のみ)	

※1 障害者虐待防止法の概要については、別紙(裏面)を参照ください。

なお、この法律において「障害者虐待」とは、「養護者による障害者虐待」、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」及び「使用者による障害者虐待」と定義されています。

※2 使用者とは、雇用主などのことをいいます。

※3 養護者とは、家族、親族、同居人などのことをいいます。